

『総合療育センターひまわり学園地域支援システム賃貸借』 仕様書

さいたま市
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課・育成課

目 次

1. 調達物件の名称	1
2. 賃貸借物件	1
3. 契約期間及び借入期間	1
3.1 契約期間	1
3.2 借入期間	1
4. 搬入及び撤去条件	1
4.1 搬入及び設置場所	1
4.2 納入期日	1
4.3 その他	1
5. 賃貸借物件の据付調整等	2
5.1 賃貸借物件の据付調整等	2
5.2 データ移行	2
6. 検査	2
7. 作業計画	2
8. 保証	2
9. 保守	2
9.1 保守について	2
9.2 障害への対応	3
9.3 法改正への対応	3
10. 動産総合保険	3
11. 賃借料	3
11.1 賃借料等明細の提出	3
11.2 賃借料の請求	3
11.3 支払い方法	3
12. 情報資産等（個人情報等含む）の取扱い	4
13. その他	4
14. 特約事項	4

1. 調達物件の名称

さいたま市総合療育センターひまわり学園地域支援システム賃貸借

2. 賃貸借物件

別紙 1「賃貸借物件明細書」のとおり。

3. 契約期間及び借入期間

3.1 契約期間

契約締結日から令和 12 年 9 月 30 日まで

(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

3.2 借入期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

4. 搬入及び撤去条件

4.1 搬入及び設置場所

さいたま市西区三橋 6-1587

子ども未来局総合療育センターひまわり学園育成課（ひまわり学園 2 階）

4.2 納入期日

令和 7 年 9 月 30 日まで

4.3 その他

賃貸借物件の搬入経費等の機器等の設置及び撤去に要する費用も本契約に含めることとする。

なお、賃借満了後、配置した機器を全て撤去し、また、機器に付属(内蔵等をいう。)する記憶装置等について、データが参照できないよう速やかに抹消措置等を講じること。抹消措置等の要件を以下に示す。

- ① 物理的な破壊又は磁気的な破壊により抹消措置を講じること。
- ② 物理的な破壊又は磁気的な破壊により抹消措置を講じることが困難であるときは、データ消去ソフトによりデータ消去を行い、復元不可能な状態にすること。
- ③ 抹消措置等における実施者、実施方法及び実施時期は、予め甲乙協議の上、書面で定めること。
- ④ 抹消措置等に甲が立ち会うことができない場合は、当該措置を講じたことを証明する書類等を提出すること。

賃貸借物件の梱包材等、甲が不要と判断する機器の添付品等については、乙において引き取ること。

この内、借入期間満了後に返却が必要なものは、乙で保管すること。なお、これらの保管費用は乙の負担とする。

5. 賃貸借物件の据付調整等

5.1 賃貸借物件の据付調整等

乙は、納入期日までに、賃貸借物件を使用できる状態に調整(以下、「据付調整等」と記す。)の上、甲に、引き渡さなければならない。据付調整等の主な作業内容を、別紙 2「据付調整等作業仕様書」に示す。なお、据付調整等の費用は、乙の負担とする。

5.2 データ移行

現行システムで電算化されているデータを移行する範囲は、甲乙協議により定める。その際、甲が大量データ入力を行う必要がある場合は、表計算ソフトによる作成データを一括取り込みする方法等を検討し、必要に応じて対応すること。

また、システム上必須のデータであっても、甲が必要としないデータは、甲乙協議の上データ移行の要否を決定する。なお、当該データが無い状態でもシステムが問題なく稼働するよう対応を行うこと。

6. 検査

賃貸借物件の据付調整等作業の完了後、甲が検査を行う。

検査において合格と認められないときは、乙は甲が指定する期日までに正常な物品への取り替え等を乙の負担において行い、再度検査を受けること。

7. 作業計画

本契約締結後、甲と調整を行い、乙は搬入及び据付調整等の計画書を作成し甲の承認を得ること。

8. 保証

賃貸借物件のメーカー保証期間中において故障が発生したときは、乙は販売会社に指示する等により速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

また、機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取り替え等は無償で行うこと。

9. 保守

9.1 保守について

賃貸借物件の保守委託業務の要件を以下に示す。なお、乙は賃貸借物件の引渡し後、借入期間中にこの契約を支障なく行うために必要な機器の保守部品等を確保等すること。

- ① 賃貸借物件の保守サービスの受付時間は、平日 8:30～17:30 とすること。
- ② 障害の回復または応急処置が可能な保守員を確保し、甲から障害の連絡を受けた場合、障害連絡後 4 時間以内を目処に到着し、迅速に復旧作業に着手すること。
- ③ 乙は、他社製品であつても保守部品を供給すること。
- ④ 機器の安定稼動のため、少なくとも 1 年に 1 回は機器の定期保守を行うこと。
- ⑤ 賃貸借物件に関する技術的問題、ソフトウェアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を無償にて速やかに甲に提供し、甲が必要と認めた場合には、パッチ等のプログラムを配付及び適用すること。
- ⑥ 他社製品を含め総合的な保守体制を確保し、維持すること。
- ⑦ 保守連絡窓口は 1 ヶ所とすること。

9.2 障害への対応

地域支援システム運用上で障害が発生した場合、障害発生原因の一次切り分けは甲が行う。甲から賃貸借物件に関する障害発生連絡があつた場合、乙は販売会社に指示する等により速やかに障害発生原因の診断及び切り分けを行って、緊急修理保守を実施すること。

9.3 法改正への対応

法改正に伴う変更等に対応すること。かかる費用については、契約期間内の運用費用に含まれるものとする。

10. 動産総合保険

賃貸借物件には、乙の負担において動産総合保険を付すること。

11. 賃借料

11.1 賃借料等明細の提出

乙は、本仕様書に基づく契約により甲が賃借する機器等に関し、賃借料等の明細を速やかに提出しなければならない。

11.2 賃借料の請求

賃借料は、借入期間の開始月からとし、乙は、毎月末終了日以後に請求書をもって賃借料を請求するものとする。

11.3 支払い方法

甲は、契約履行を確認の上、月ごとに 1 ヶ月にかかる賃借料を乙に支払うものとする。

12. 情報資産等(個人情報等含む)の取扱い

- (1) 情報資産等(個人情報等含む)(以下「情報資産等」という。)の取扱いに係る事項については、本業務の履行開始前までに書面にて提出すること。なお、以下の事項は必ず記載すること。
 - ① 情報資産等の管理体制(取扱部署名、取扱責任者及び業務履行場所等)
 - ② 特定個人情報を取り扱う場合は、再委託等の予定有無(再委託等を予定している場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等の法令遵守の徹底及び別途契約約款等で定められている様式等を事前に甲に提出し、承諾を得ること)
- (2) 本業務の作業を行わせる者には、雇用契約書等によって明確に秘密保持義務を課し、情報資産等を適正に取り扱うこととする。また、本業務の作業実施前に教育等を実施することで、認識を徹底させること。なお、乙はその旨を証明する書類を提出すること。
- (3) 情報資産等を、本業務の目的以外に利用する場合、複写及び複製する場合及び業務履行場所以外への持出を行う場合等については、事前に甲の許可を得ること。なお、許可後の実施における作業は必要最小限とし、実施後の情報資産等については、その内容が絶対に復元できないように破棄又は消去を実施すること。なお、乙は廃棄作業等が適切に行われた事を確認するとともに、その旨を証明する書類を甲に提出すること。
- (4) 乙は、本業務を履行する上で情報資産等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大の防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び該当者等への対応等について直ちに報告すること。
- (5) 特定個人情報を取り扱う場合は、当該特定個人情報に係る個人の権利利益の保護を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の特定個人情報の保護に関する法令等に基づき適正に取り扱うこと。

13. その他

- (1) 本仕様書に記載がなくても、機器等の搬入及び回収・撤去に一般的に必要となる作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。
- (2) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。

14. 特約事項

- (1) 賃借人は、本契約を締結した会計年度の翌年度以降において、賃借人の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更または解除することができる。
- (2) 賃貸人は、第1号の規定により契約を解除された場合において、賃貸人に損害が生じたと

きは、賃借人にその損害の賠償を請求することができる。

(3) 前号の損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

(4) その他、仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。

以上

賃貸借物件明細書

物件名称		仕様	数量
サーバー	ハードウェア	現在、下記のサーバーを所有しており、当該サーバーにはドメインコントローラ・ほのぼの more・Acronis がインストールされている。 本件調達にかかるソフトウェアを稼働するにあたって別途サーバー機が必要な場合は、併せて納入すること。 記 Express5800/R110j-1 4x2.5 型ドライブモデル ・ Intel Xeon E-2234 3.60GHz 1P4C CPU 相当以上 ・ 8GB 増設メモリボード 1x8GB/U (3 式) ・ 増設用 300GB HDD 相当以上 (3 式) ・ RAID コントローラ (2GB RAID 0/1/5/6) ・ ライザカード (2xPCI) ・ 増設バッテリー ・ 管理 LAN/シリアルポート ・ 内蔵 DVD-ROM ドライブ ・ 内蔵 DVD ドライブ増設キット ・ AC 電源ケーブル 3 メートル (2 式) ・ 電源ユニット 500W (2 式) ・ 冗長電源ケージ ・ OS : Windows Server2019 Standard (16Core)	
ノートパソコン		・ OS : Windows 11 Pro 64Bit ・ CPU : インテル Core i3 1215U 第 12 世代 以上 ・ 画面 : 15.6 型 TFT カラー液晶 以上 ・ 解像度 : FWXGA (1366*768) 以上 ・ メモリ容量 : 8GB 以上 ・ 空きメモリスロット : 1 以上 ・ ストレージ : SSD 256GB 以上 ・ ドライブ規格 : DVD±R/±RW/RAM/±RDL ・ インターフェース : HDMI*1、USB3.2Gen1*2、USB3.2Gen2Type-C*1 ・ LAN : 1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 対応 ・ 保証 : 5 年間引取修理または出張修理 ・ その他 : 日本語対応キーボード、テンキー、AC アダプタ ・ 付属品 : USB レーザーマウス セキュリティワイヤ・ロックシリンダ錠 イーサネットスイッチ 8 ポート 10/100/1000Mbps LAN ケーブル	5

	ソフトウェア	・厚生労働省が定める相談支援事業所が保管・提出・通知する書類等がデータ入力により帳票として作成可能なもの。 ・相談支援事業の給付費請求情報の作成が可能なもの。 ・モニタリング時期や実績の管理ができるもの。 ・複数職員が情報の同時入力ができるもの。 ・自治体の運営する相談支援事業所、もしくは社会福祉協議会、社会福祉法人への導入実績が2件以上あるパッケージソフトであるもの。 ※more 障がい福祉 相談受付システム more 障がい福祉 計画相談支援（計画書）システム more 障がい福祉 計画相談支援（請求）システム 同等品以上	5
		・ Office Home&Business2024	5
プリンタ	ハードウェア	・ A3 カラーLED プリンタ OKI C824DN 同等品以上 ※セットアップ用インクカートリッジ一式を含むこと。 2回目以降は賃借人の負担とする。 ・保証：5年間メーカーサポート相当以上（定期交換部品含む保守）	1

<性能・機能等に関する前提条件>

- (1) ネットワークはクライアント・サーバー方式とし、外部のインターネット環境下とは接続しない。
- (2) 新たに手配するサーバー・クライアントPCについては、その性能を証明する関係書類を添付すること。
- (3) 賃貸借物件に追加する部品（メモリ・ハードディスク等）は、機器本体製造メーカー純正品を使用すること。
- (4) 賃貸借物件のプログラム・ソフトウェアなどのバージョンは、指示がない限り納入時における最新の安定版を調達すること。

以上

据付調整等作業仕様書

(1) ノートパソコン等設置作業

別紙 1「賃貸借物件明細書」の機器等（以下、「機器等」と記す。）について以下の作業を実施すること。

- ① 設置場所への搬入
- ② 所定のデスク等への配置
- ③ セキュリティワイヤによる固定
- ④ 無線 LAN の接続

(2) ネットワーク等構築作業

機器等について以下の作業を実施すること。

物件名称	仕様
サーバー、ノートパソコン及びプリンタ	1 電源との接続 2 OS のセットアップ、更新プログラムのインストール、デバイスドライバのインストール 3 コンピュータ名、ネットワーク、ローカルアカウント、グループポリシーの設定、不要サービスの停止等 4 賃貸借物件明細書に記載するソフトウェアのインストール 5 仕様書 5.2 に定めるデータ移行 6 動作確認